

鹿児島工業高等専門学校内掲示物等に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における掲示物の取り扱い及び商品等の移動販売等の手続きについて定める。

(掲示)

第2条 掲示物は、所定の掲示板以外の場所に掲示を行ってはならない。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

2 前項ただし書きに規定する場合の掲示については、第3条から第5条までの規定に準用する。

(掲示手続等)

第3条 掲示板に掲示することを希望する者は、掲示物を総務課総務係に提出しなければならない。ただし、教職員及び学生に対する連絡のため、本校が行う掲示物はこの限りでない。また、本校学生の掲示板の使用については学生準則並びにその他の規則により行うものとする。

2 掲示物が提出されたときは、審査のうえ、法令・規則等にてらして、さしつかえないと認めるときは、掲示物に掲示期間を明示した検印を押して交付し、その掲示を許可するものとする。

(掲示の許可基準)

第4条 本校不動産管理規則第10条及び次に掲げる掲示物の掲示は許可しないものとする。

- (1) 特定の個人・法人・機関等を誹謗し、又は名誉を傷つけるもの。
- (2) 不体裁で品位に欠けるもの、または見る者に嫌悪感を抱かせるもの。
- (3) 掲示責任者の記載がないもの。
- (4) その他、掲示を許可することが著しく不適當であると認めるもの。

(掲示物の撤去)

第5条 総務課総務係は、無許可の掲示物を発見したときは直ちに撤去を命じ、又は関係の教職員に指示して撤去しなければならない。

(商品等の移動販売等の手続)

第6条 本校不動産管理規則第11条の規定に基づき、校内において商品の移動販売、宣伝若しくは勧誘、又は寄附の募集、その他、これらに類する行為をしようとする者は、あらかじめ総務課総務係に申し出、その許可を受けなければならない。

2 許可なく前項に該当する行為を行う者を発見したときは、校内から退去を命ずるものとする。

附 則

この要項は、平成 17 年 3 月 16 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 8 年 5 月 26 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。